

あびら 議会だより



御召列車模型（追分公民館蔵）

第62号

2021年11月

- 9月定例会
共同墓設置に伴う墓地条例の一部改正を可決
- 一般質問〔12件〕
6議員が町政を問う
- 第6回・第8回臨時議会報告
- 総務常任委員会、経済常任委員会報告

共同墓設置に伴う 安平町墓地条例の一部を 改正する条例を可決

令和3年

第7回

定例会

9月15日～16日

9月15日から16日にわたり開催した第7回定例会では、令和2年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告と6名12件の一般質問を行い、令和2年度各会計決算の認定については決算審査特別委員会を設置し付託することに決定。その他、新たに共同墓を設置することによる安平町墓地条例の一部改正のほか、指定管理者の指定と財産の無償貸付、令和3年度一般会計補正予算を含む2会計の補正予算の審議、議会中に提案された議員発議による決議書の審議を行い、4件の意見書(案)を採択しました。

審議した案件

報告

◎令和2年度安平町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和2年度安平町財政健全化判断比率については、4指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)とも早期健全化基準を下回り、健全な比率となっている。また、水道事業会計・公共下水道事業特別会計も資金不足が生じていない。

決算の認定

監査委員の審査意見を付して提出された「令和2年度各会計決算の認定について」概要説明を受けた後、議長と議会選出監査委員を

除く10名の委員で構成する決算審査特別委員会(工藤隆男委員長、田村興文副委員長)を設置し、これに付託のうえ、議会閉会中に委員会を開催し審査を行うことに決定しました。

計画の策定

▼安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定
令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき計画を策定するもので、同特別措置法第8条の規定により審議しました。

議員から、計画が追分菊池病院の診療所化に関する内容となっていないことについて反対意見が出されましたが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

原案可決

議員名	賛否
箱崎 英輔	○
小笠原 直治	×
吉岡 政昭	×
鳥越 真由美	×
工藤 秀一	○
三浦 美子	×
梅森 敬仁	×
米川 恵美子	×
多田 政拓	○
工藤 隆男	○
田村 文興	○
牧田 弘満(議長)	-

条例の一部改正

▼安平町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

早来墓地、追分墓地内に新たに共同墓を設置することから、共同墓の使用条件及び使用料等に関する規定を追加するものとして原案のとおり可決しました。
(※最終ページに共同墓の写真掲載しています)

指定管理者の指定

▼安平町児童館の指定管理者の指定について

今年度末で期間満了となる児童館の指定管理者を指定するものとして原案のとおり可決しました。

・施設の名称

安平町追分本町

6丁目54番地

安平町追分児童館

しらかば

・指定管理者

安平町追分本町

6丁目54番地

社会福祉法人

追分福祉会

理事長 小笠原直治

・指定の期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

財産の無償貸付け

▼財産の無償貸付け

今年度末で無償貸付期間が満了となる追分地区児童福祉複合施設等の敷地及び建物の一部を無償貸付けするもので、原案のとおり可決しました。

- ・無償貸付財産の種類
行政財産（土地・建物）
- ・無償貸付財産の所在・面積等

※下表のとおりです

- ・無償貸付けの目的
公私連携幼保連携型認定こども園運営のため
- ・無償貸付けの相手方
安平町追分本町

6丁目54番地
社会福祉法人
追分福祉会

- ・理事長
小笠原直治

令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

補正予算

令和3年度各会計補正予算の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

◇一般会計補正予算（第5号）

※【無償貸付財産の所在、面積等】

土地		
所在	地目	面積
安平町追分本町 6丁目54番地	宅地	6,661.13㎡のうち 園舎園庭駐車場 2,894.72㎡
安平町追分本町 6丁目32番地	宅地	利用者駐車場 497.95㎡
安平町追分本町 5丁目75番地	宅地	1,580.61㎡のうち 職員駐車場 1,097.00㎡

建物		
所在	名称	床面積
安平町追分本町 6丁目54番地	追分地区 児童福祉 複合施設	1,778.695㎡のうち 幼保連携型認定こども園専用 884.6476㎡ 児童館等共有部分 193.4748㎡

歳出の主なもの

（100万円以上）

○総務費

- ・雇用対策事業 104万1千円増
- ・電算機器等管理経費 102万円増
- ・平和記念式典参加経費 129万9千円減

○民生費

- ・ぬくもりセンター施設管理経費 1213万4千円減
- ・しょうがい者自立支援事業 823万1千円増

○歳入の主なもの

（100万円以上）

○町税

- ・町民税個人現年課税分 1250万6千円増
- ・固定資産税現年課税分 823万1千円増

○農林水産業費

- ・生産振興対策事業経費 739万8千円増

○教育費

- ・小学校管理経費 125万5千円増
- ・公民館施設管理経費 575万9千円増
- ・体育施設管理経費 2300万6千円増
- ・給与費 110万1千円増
- ・職員等人件費 110万1千円増

○土木費

- ・道路施設等維持管理経費 993万3千円増
- ・町道整備事業 622万6千円増
- ・ときわ公園管理経費 425万4千円増
- ・公営住宅管理経費 748万5千円増
- ・住宅リフォーム助成事業 753万5千円増
- ・公営住宅整備事業 1461万9千円増

○道支出金

- ・強い農業づくり事業費補助金 369万9千円増

○財産収入

- ・株券払戻金 100万円増

○寄付金

- ・指定寄付金 134万1千円増

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金 1億2087万7千円減
- ・まちづくり基金繰入金 266万円減

○諸収入

- ・過年度収入 193万1千円増

○町債

- ・臨時財政対策債 3490万1千円減
- ・教育施設債

○地方交付金

- ・地方税等減収補てん臨時交付金 536万4千円減

○地方交付税

- ・普通交付税 2億2226万円増

○国庫支出金

- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 204万2千円増
- ・社会資本整備総合交付金 160万円減

○歳入の主なもの

（100万円以上）

○町税

- ・町民税個人現年課税分 1250万6千円増
- ・固定資産税現年課税分 823万1千円増

○農林水産業費

- ・生産振興対策事業経費 739万8千円増

○教育費

- ・小学校管理経費 125万5千円増
- ・公民館施設管理経費 575万9千円増
- ・体育施設管理経費 2300万6千円増
- ・給与費 110万1千円増
- ・職員等人件費 110万1千円増

○土木費

- ・道路施設等維持管理経費 993万3千円増
- ・町道整備事業 622万6千円増
- ・ときわ公園管理経費 425万4千円増
- ・公営住宅管理経費 748万5千円増
- ・住宅リフォーム助成事業 753万5千円増
- ・公営住宅整備事業 1461万9千円増

○道支出金

- ・強い農業づくり事業費補助金 369万9千円増

○財産収入

- ・株券払戻金 100万円増

○寄付金

- ・指定寄付金 134万1千円増

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金 1億2087万7千円減
- ・まちづくり基金繰入金 266万円減

○諸収入

- ・過年度収入 193万1千円増

○地方交付金

- ・地方税等減収補てん臨時交付金 536万4千円減

○地方交付税

- ・普通交付税 2億2226万円増

○国庫支出金

- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 204万2千円増
- ・社会資本整備総合交付金 160万円減

○歳入の主なもの

（100万円以上）

○町税

- ・町民税個人現年課税分 1250万6千円増
- ・固定資産税現年課税分 823万1千円増

○農林水産業費

- ・生産振興対策事業経費 739万8千円増

○教育費

- ・小学校管理経費 125万5千円増
- ・公民館施設管理経費 575万9千円増
- ・体育施設管理経費 2300万6千円増
- ・給与費 110万1千円増
- ・職員等人件費 110万1千円増

○土木費

- ・道路施設等維持管理経費 993万3千円増
- ・町道整備事業 622万6千円増
- ・ときわ公園管理経費 425万4千円増
- ・公営住宅管理経費 748万5千円増
- ・住宅リフォーム助成事業 753万5千円増
- ・公営住宅整備事業 1461万9千円増

○道支出金

- ・強い農業づくり事業費補助金 369万9千円増

○財産収入

- ・株券払戻金 100万円増

○寄付金

- ・指定寄付金 134万1千円増

○繰入金

- ・財政調整基金繰入金 1億2087万7千円減
- ・まちづくり基金繰入金 266万円減

○諸収入

- ・過年度収入 193万1千円増

○町債

- ・臨時財政対策債 3490万1千円減
- ・教育施設債

・緊急防災・減災債
160万円減
330万円増

◇公共下水道事業特別会計
補正予算(第2号)

下水道受益者分担金の増
加等により、歳入歳出それ
ぞれ13万7千円を追加し予
算の総額を7億5118万
5千円とするもの。

議員提案決議

小笠原直治議員から決議
が提出され、議事日程を追
加することを決定し、直ち
に審議され、起立採決の結
果、賛成少数で決議は否決
されました。

◎菊池病院の診療所化につ
いて安平町議会で審議し議
決を求める決議について
菊池病院の診療所化は全
員協議会で説明されている
が、安平町総合計画中期基
本計画の施策・事業は、議
会が責任をもって議決し、
町民に約束してきたもので
あり、施策・事業の修正や
変更は議決案件として本会
議で審議され議決すべき案
件であることから、町は議
案として提案し、議会で審
議し議決することを求める
もの。

否決

議員名	賛否
箱崎 英直	×
小笠原 岡政	○
吉岡 越真	○
鳥越 藤秀	×
工三 藤浦	○
梅森 川惠	×
米多 田政	○
工田 藤隆	×
田村 興文	×
牧田 弘満(議長)	-

意見書

議員から提出された次の
4件の意見書案は、すべて
原案どおり可決されました。

- ①加齢性難聴への補聴器購
入のための国の助成を求
める意見書
 - ②高齢者の医療費窓口負担
の2割化を中止し「原則
1割」の継続を求める意
見書
 - ③コロナ禍による厳しい財
政状況に対処し地方税財
源の充実を求める意見書
 - ④国土強靱化に資する道路
の整備等に関する意見書
- 可決された意見書は、安
平町議会議長名で衆議院議
長、参議院議長、内閣総理
大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大
臣、国土交通大臣、内閣官
房長官、経済再生担当大臣、
国土強靱化担当大臣に提出
しました。

第6回
臨時会

8月30日に第6回臨時議
会を開催。承認案件1件と
補正予算1件の議案につい
て審議を行い、原案のお
り可決しました。

専決処分承認

▼令和3年度一般会計補正
予算(第3号)

新型コロナウイルススワク
チン接種対策事業で、早期
の対応が必要なことから増
額補正を専決処分したもの。

- 歳入の主なもの
(100万円以上)
- 衛生費
・新型コロナウイルススワク
チン接種対策事業
1026万円増
- 歳入の主なもの
(100万円以上)
- 国庫支出金
・新型コロナウイルススワク
チン接種対策費負担金
2916万2千円増
- ・新型コロナウイルススワク
チン接種体制確保事業費
補助金
1890万2千円減

補正予算

◇令和3年度一般会計補正
予算(第4号)

鹿公園管理経費の増額に
より、歳入歳出それぞれ6
19万3千円を追加し、予
算の総額を87億4131万
6千円とするもの。

補正予算

◇令和3年度一般会計補正
予算(第6号)

新型コロナウイルス感染
症対策事業の増額等により、
歳入歳出それぞれ1301
万9千円を追加し、予算の
総額を88億4572万4千
円とするもの。

- 歳出の主なもの
(100万円以上)
- 土木費
・鹿公園管理経費
619万3千円増
- 歳入の主なもの
(100万円以上)
- 繰入金
・まちづくり基金繰入金
701万円増

- 歳出の主なもの
(100万円以上)
- 商工費
・商工振興事業経費
1178万円増
- 土木費
・河川維持管理経費
123万9千円増
- 歳入の主なもの
(100万円以上)
- 国庫支出金
・新型コロナウイルス感染
症対応地方創生臨時交付
金
855万4千円増

第8回
臨時会

10月4日に第8回臨時議
会を開催。補正予算1件の
議案について審議を行い、
原案のとおり可決しました。

- 繰入金
・財政調整基金繰入金
123万9千円増
- ・まちづくり基金繰入金
322万6千円増

総務常任委員会

所管事務調査

8月10日

- ・ 議会のペーパーレス化の調査研究について
- ・ 地域おこし協力隊について



▼所管事務調査

①議会のペーパーレス化（タブレット等導入）の調査研究について

コロナ禍による今後のオンライン委員会等の普及に対応することを想定し、政策推進課及び地域おこし企業人のソフトバンク(株)宮本直哉氏から実際にタブレット操作体験をしながらオンライン環境による模擬委員会を実施しました。

②地域おこし協力隊について

政策推進課から地域おこし協力隊について、次の5点の説明を受けました。

- ◆ 地域おこし企業人との違いを含めた協力隊の制度報酬に対する町の費用負担及び財源
- ◆ 安平町の導入の経緯と導入実績
- ◆ 現在活動中の協力隊員の活動概要
- ◆ 今後の見通し

経済常任委員会

所管事務調査

9月6日

- ・ 農作物の生育状況を調査



▼所管事務調査

農作物の生育状況調査について

産業振興課担当職員と胆振農業改良センター東胆振支所の菊池支所長と石原係長に同行いただき、水稲の圃場2か所と大豆の集出荷施設、アサヒメロン（新規就農）の圃場を及川町長と共に視察しました。

【水稲】

生育は5日早く稈長(※)と穂長は平年並み。穂数はやや少ないが、穂についている粒の数はやや多く、不稔の割合も2%程低いため平年以上の収量が見込まれる。

【小麦】（収穫済）

生育期間中は比較的日照にも恵まれ気温も高めで推移したこと収量品質共に平年並み程度が見込まれる。調整中のため暫定的にはなるが、10a当たり収量は492kg(8.2俵)、収穫量は3012t、そのうち1等及び2等の規格内比率は約86%と見込まれている。

【馬鈴しょ】

加工用カルビーの馬鈴

しよは収穫が始まっている。大きさは干ばつの影響があり小玉傾向となっている。

【大豆・小豆】

大豆・小豆いずれも遅速日数は4日早い。大豆の草丈はやや短い、葉数及び莢数は平年並み。小豆は草丈が平年並み、葉数は多いが、高温の影響で莢数はやや少なめとなっている。

【てん菜】

寒冷を好む作物のため7月の暑さが影響し根は小ぶりとなっているが、生育は2日遅れまで回復した。今後の天気・気温変化が糖度に影響するため、収穫まで予断を許さない状況となっている。

【飼料作物】

牧草は1番草は良かったが2番草は雨が少なく収量が少なかった。デントコーンは高温を好む作物のため8日早く生育が進んでおり、平年並みか並み以上の収量が見込まれる。

※用語解説

◆ 稈長（かんちょう）
稲の茎の長さのこと。



よねかわ えみこ
米川恵美子議員

住環境整備は空家対策、追分陽光苑横町道の舗装と社協事務所バリアフリー化から

共生社会構築と支え合いには個人情報開示のあり方を検討し共有が必要ではないが

質問 住環境の整備と空家対策について条例と合わせよう。

答弁 住居に使用可能の場合には空家の利活用により移住や定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、空家に係る助成事業を制定し、9月1日から適用し、広報あびら10月号で周知する。不良空家等については安平町空家対策協議会において指導等を検討し、個々の状況に応じた助言や指導を行い状況の改善を促す。空家対策に係る実務の提供や各種協力の可否などについて把握するため事業者にアンケート調査を実施する。結果が出たら空家の相談会を実施予定。

質問 住環境の悪化を改善するため追分陽光苑横町の道路を舗装にとの要望がある。建設中から要望しているが改善されず、司法機関の調べが入る程の近所トラブルになっている。なぜ早い対応が出来ないのか。

答弁 陽光苑側には通行に際し徐行運転をして頂くようお願いしている。交差が

できる道幅が取れないため町道整備計画にない。今後検討したい防塵処理は砂利道の上に転圧を掛けてアスファルト系の乳剤を撒き、小さい砂利、乳剤を撒き、砂を撒くを繰り返して見た目には舗装道路と同じようになり強固になるが簡易的なもののため毎年補充も考えている。

質問 共生社会構築の重要性が増していると思うが町の考え方を伺う。

答弁 社会福祉法の改正に伴い自立した日常生活を営む事ができるように医療、介護、地域支援事業の充実と人材、介護人材の確保など社会福祉基盤の整備と合わせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなど一体的に取り組み、地域共生社会の実現に努めていきたい。

質問 個人情報開示のあり方について伺う。支え合いのためには個人情報開示し共有する事が必要と思うがいかがか。

答弁 個人情報保護審査会

において見守り活動事業を行う場合は自治会、町内会や社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている団体に対して必要最小限の情報提供をする事が認められている。地域ケア会議があり民生委員や社協や介護事業所、医療機関などと共有しながら支援策を話し合う。

質問 異変に気付き支援し易いのは近所の人。役場担当者が本人や家族に個人情報提供相手と内容について聞いた上で文書にするなどして、トラブルにならないようにすると支え合いが出来るのではないか。

答弁 個人情報の取り扱いについては関係機関の中で慎重に取り扱う。

質問 高齢者全員の氏名、年齢、住所が記載された名簿が毎年不特定多数の人に配られているのは問題ではないか。今年には配布したか。

答弁 敬老の日に合わせて町内会、自治会に送付した。他の地区にどんな人がいるかと地区を超えた交流を深めていただく目的で実施し

た。昨年米川議員に指摘されたため今後実施しない。

質問 介護者の負担軽減のために仕組みが必要ではないか。ケアラー支援条例の考えはどうか。

答弁 家族介護者が心身の健康を損なったり、離職を余儀なくされるなど、支援を要する家族介護者が潜在化しないように取り組む必要があると考えている。条例は今後研究する。

質問 社会福祉協議会の駐車場、縁石、スロープが必要、室内の段差解消などバリアフリーにはどうか。

答弁 今後社会福祉協議会と連携をして解消に努める。

一般質問を終えて

共生、介護、医療、安全の福祉関係に、町民は色々な想いや要望を伝えてくる。地域医療の問題もあり、町民の心に寄り添いたい。行政側にはぬくもりある政策をもって対処を願う。

(内容は議員本人が要約しています)



おがわら なおし
小笠原直治議員

町政は、町民の安心安全な暮らし、地域医療を守れるのが。 議会は、議論を求めた議員発議を賛成5、反対6で否決。

町民との約束は、病院への具体的支援を明確にせず無床診療所化に。
地域への周知は、菊池病院の責任で行うものなのが。

質問 菊池病院の休日・夜間の診察・救急患者受入れ入院治療の廃止を把握したのはいつか。

答弁 話は昨年の10月でした。入院機能を廃止し、診療所へ転換する決定は7月14日に報告を受けた。

質問 町民は、口コミで8月の下旬頃に知った。医療事業範囲の見直しについて町の対応が見えない不安と不信は増大している。全て法人の決定で、法人の責任において、町民に周知するべきとの認識か。

答弁 方向性を見なければ、伝えることは出来ない。

休日・夜間・救急・入院医療は必要不可欠ではない。

質問 休日・夜間・救急受入れ・入院医療を行う病院は必要ではないか。

答弁 安平町において、必要不可欠では無い。

質問 今までの医療体制が無くても、町民に不都合が起きないとの考えなのか。

答弁 適切な救急医療を提

供できる広域医療対応、当番病・医院、急病センターでの診察を進める。

質問 菊池病院の果たしてきた役割には、2次・3次医療機関から患者を受け入れ、入院医療として家族の負担を軽減。高齢者に対し短期の入院医療など、休日・夜間診療を含め、永年に渡り町民の命と健康を守り、安心を担ってきた医療機関である。現行の医療体制を確保できないと、町民の不安は増すと考えるが。

答弁 不安を解消するような体制構築を模索している。

町民と約束した施策の変更に、説明・理解を求める必要は無いと。当初から無床診療所化の考えなのか。

質問 現行の地域医療体制の変更は、町民参画推進条例第6条5の町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定に当たるとはならないか。菊池病院の医療事業範囲の見直しは、町民に与え

る影響が計り知れないと思う。町民説明会を開催し、町長と町民が対話と意見交換等を行い、受け入れ施設維持の有無について結論を出すのが、まちづくり基本条例の趣旨ではないか。

答弁 病院からの無床診療所化への移行は、総合計画の変更ではないので町民と意見交換する必要はない。

質問 中期基本計画の地域医療体制の確保で、町立病院を持たない当町では、民間運営が地域医療を担っており、引き続き安心して暮らすためには医師の確保対策など、現行の医療体制を維持しなければならぬ。

休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図ると明確に示した町民との約束事である。簡単に施策を撤回・方向転換できるなら総合計画策定そのものを軽視している事になるのではないか。

答弁 総合計画の策定段階で撤退する課題はなかった。

質問 過疎地域持続的発展

市町村計画を策定し地域医療体制構築を推進する為に、医療機関の安定した経営及び運営に対して支援していくと。借入の7割を国が負担する町債発行です。現行の地域医療体制を維持する為の借り入れは町民も理解し、体制の維持を強く要請しているのではないか。

町民の安心の確保には、有床診療所にすべきだ。

質問 病院施設を利活用し、有床診療所として、新たな医療体制の再構築を行うべきで、なぜ地域医療体制を後退させるのか。必要な助成金の金額を提示し、担い手を求めていくのが、今やるべき事ではないか。

答弁 休日・夜間救急は必要です。現在、交渉中であり、金額を言える段階ではない。



みうら えみこ
三浦恵美子議員

北海道胆振東部地震の検証・防災計画 予算化が必要な政策／PCR検査実施について

町民の声を安平町へ届けて
命とくらし最優先の政策を求め

北海道 胆振東部地震の 検証・防災計画に ついて

質問 安平町生活復興調査の進捗とアンケートの回収率に対する見解は。

答弁 回収率30・12%。専門家による詳細な分析結果が出たら、議会と町民へ丁寧に報告します。

質問 町職員への聞き取り結果と、災害時追分総合支所に災害対策運営の権限を持たせる考えはあるか。(円滑な被災者支援)

答弁 課長補佐以上の職員へ聞き取り。関係機関との連絡体制等具体的内容把握追分総合支所へ全ての権限はもたせないが、緊急度等状況により指揮を執ることも想定される。

質問 ハザードマップの全戸配布時期と説明会開催について。

答弁 今年最新の物を作成。来年の4月以降に全戸配布する予定。説明会は自治会等の総会開催時や要望があれば随時説明会を開催する。

ことも検討。

質問 様々な自然災害に対応するため安平町としてどのような対策を進めるか。

答弁 追分公民館非常用電源設置。早来町民センターの防災支援施設整備と非常用電源設置。防災倉庫の整備も財源確保を含めて検討中。

質問 災害対策等基本法に基づき避難行動要支援者名簿の同意登録周知と進捗は。

答弁 福祉、国保介護、総務課情報各グループで共有した名簿で管理し、該当者は自動的に名簿登載者となる。

質問 河川水位計測器について、危険水位到達時の自動通知装置設置についての考え方は。

答弁 北海道がカメラを設置。危険水位に達した時は、胆振総合振興局から連絡が来る。道の管轄のため町独自で設置する考えはない。

質問 新型コロナウイルス感染症等流行時の避難所体制について現在の進捗は。

答弁 胆振東部地震で避難した人数を対象として想定。

避難所の図面や配置図等整備。マニュアル化している。

質問 町の防災訓練の検証と実施内容は。

答弁 大雨を想定。災害対策本部初動体制の確認、情報伝達等の訓練を行った。人手不足等が課題。

予算化が必要な 政策について

質問 国保税の子どもに対する均等割を高校卒業まで助成する考えはあるか。

答弁 全世代型社会保障を構築するという国の方針に従い、新たな支援策としては考えていない。

質問 後期高齢者医療費窓口負担2割化について、助成する考えはあるか。

答弁 少子高齢化の下、社会保障費が増えていくので、段階的に、収入がある方から負担をして貰うという国の考え方に沿った進め方をする。

質問 介護施設利用における食費居住費高額介護サービス費用負担増に対する支援を行う考えはあるか。

答弁 高齢者の中での公平性をはかる観点から収入に応じた負担なので、国の制度に基づく負担額で対応する。

質問 身体障害者手帳を取得していない方への補聴器購入助成を行う考えはあるか。

答弁 補聴器は高額で財政的に助成は困難。助成をすればしたら、加齢による視力低下の方との公平性を考え眼鏡に対する助成も行わなければならない。補助金もないので困難である。

新型コロナウイルス 感染症対策について

質問 PCR検査(社会的検査)を町費で行う考えはあるか。(在庫の検査キットの活用も含め)

答弁 現在自治体が行うPCR検査について、国の補助がなく、予算が高額になることから、現在町が定期的に実施する計画はない。在庫分は、期限切れなど無駄のないよう活用方法を検討する。

(内容は議員本人が要約しています)



く どうしゅういち
工藤秀一議員

貸与型奨学金の返済を 肩代わりする支援制度について

一定期間定住し就職する等の条件を満たせば返済を支援する国の制度。
奨学金を利用して進学した方が地方に戻りやすい環境を整える。
2020年6月に国が補助割合を引き上げた。国内423の市町で導入。

質問 貸与型奨学金の返済に支援金を交付する国の制度を導入してはどうか。

答弁 地方に定着する若者の奨学金返還を支援する取組を推進するため要件見直しや、経費拡大といった運用改善が進められている。人口確保対策と認識しつつ、支援金の自己財源確保、雇用の調整など課題が多い。実効性・持続性の確保を念頭に調査研究を進めたい。

質問 奨学金は社会人になつてからの返済が困難。子育て世代や夫婦共の返済の方もいる。こうした現状を踏まえて支援制度が実施され、幅広い就業を対象とし地域の担い手となる人材確保と若い世代の移住定住を目指し制度の導入を願う。

答弁 どのくらいの金額をどの期間助成するかがポイント。安平町にとって実効性の高いものにした。

ブックスタート事業の 拡大について

質問 安平町がブックスタート事業を始めた目的経緯を伺う。

答弁 乳幼児と親が温かく語り合い、心と言葉を育む一助、楽しい子育ての時間となるよう全乳幼児対象に健診の場で実施。親だけではなく地域全体で子供を育てるという機運を高め親同士のコミュニケーションを深め、図書室利用にもつながる事業として実施した。

質問 今後更にもう一段進んだ親子で楽しめる絵本を送るブックセカンドと呼ばれる子育て支援事業の拡大をしてはどうか。

答弁 親子の触れ合いや家族の絆を深める事業展開を検討する。

質問 幼少期から本に親しむ事が生涯を通した読書習慣に繋がるとされ、子供たちにとって世界観が広がるブックセカンドが読書習慣に繋がるような事業拡大を望む。

答弁 ブックセカンドは大変良い事業と認識している。様々な取り組みをされているので研究をしていく。

ワクチン接種の 推進について

質問 接種状況は他の地域からも安平町は早いと言われる。接種が早くできた要因とそのようななかでも課題と反省点があれば伺う。

答弁 接種を希望する12歳以上の町民の方に対して、訪問・集団接種の合計48回接種実施のために職員は勿論、追分菊池病院、また渡邊医院両院の先生と看護師、スタッフの方々の最大限のご協力があったからこそ、できたこと。その中の反省点としては、一番は予約開始当初のコールセンターの混乱で町民に大変ご迷惑を掛けたと認識。課題としてはワクチンの供給日程がズレると接種日程や完了時期の遅れに繋がる。

環境課題について (草刈・公園整備・ 防犯灯・スズメバチ)

質問 公園や町営住宅の共用部分の草刈りは地域の方々のボランティアと高齢

者が作業しているため、町の予算を増額し、負担軽減について伺う。

答弁 将来的に予算投入しなければならぬ時が来るかもしれないが、できるだけ町民共働を実践したい。

質問 公園整備の計画について進捗を確認する。

答弁 令和4年度に公園施設、長寿命化計画の更新を行い、令和6年度以降に工事計画し、合わせて施設整備も検討していきたい。

質問 防犯灯の設置について進捗を伺う。

答弁 令和4年度からの事業計画で進めている。

質問 サックル橋の街路樹に蜂が大量発生し、通学路が使用できず大きく迂回している。恒久対策は。

答弁 今年秋から冬にかけて枝の剪定を行い、風通しを良くし薬剤散布する。

質問 迂回路の安全について伺う。

答弁 通学路の安全問題を協議する場があるので検討させていただきたい。



とりこえ まゆみ
鳥越真由美議員

コロナ禍における 学校現場の対策と噂話への対応は

『安心』は『住み続けたい』理由になる

質問 デルタ株と言われる子どもたちに感染しやすいコロナウイルスに対し、保護者は危惧している。学校現場での現在と今後の感染予防対策は。

答弁 国から示された衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づき対応している。

質問 現場は大変だと理解している。無症状により、今までいずれの学校も発症者が出ていると思うが考え方は。

答弁 無症状への対応は難しい。発症者が出た段階で次の対策を迅速に行う。

質問 学校の行動基準における教室内の距離は全ての学校で確保出来ているか。

答弁 距離を確保出来ない場合は、教室を分けるなど各学校対応している。

質問 不安に感じている保護者に対し、安心につながるものが届いていないのではないか。

答弁 家庭内でのマニュアルの徹底も含め、周知の方法等については今後、検討していく。

質問 発症者が出た場合の対応は。

答弁 基本的に保健所の指示に基づいての対応。保健所の調査や助言に基づいて臨時休校等の必要性や範囲を判断する。学びの保障の方法に関しては公平・平等の学習の提供に努めた対応の検討はしている。

質問 冬になり、インフルエンザ流行もある。中学3年生は受験シーズンとなる。オンラインは一斉休校時にしか行わないのか。今準備しておかなければ出来ないと思うが。

答弁 臨時休校等の措置をとる場合の一つの手段として、国から積極的に行うような考え方が出ている。試験的な運営などを9月から順次始めている。但し、オンライン授業は基本的に認められていない。あくまでも補完的と捉えており、積極的な進め方をするという体制にはなっていない。

質問 現場の先生だけでは厳しいと思う。「センセイサポート」など、オンラインに慣れている方々のサポート

トを受けられるのであれば落ち着いている今、まずは準備していくことが必要ではないか。

答弁 一つずつ整理をしながら対応していく体制を整えている。

質問 10月中旬に準備が整っていないと間に合わないのではないか。

答弁 オンライン学習は授業実数には含まれない。状況に応じた対応は学校現場と教育委員会が連携し進めている。

質問 発症者が出た場合、集まりの中で、悪気なく他愛ない噂話が広がる。発信者の殆どが大人である状況を踏まえて、差別行為につながる不確定な噂話を抑制するための対策は。

答弁 噂話というところでいくと、コロナ感染が広がった昨年か幾度かあった。正確な情報を出していく。団体の集まり等に赴く場合には注意喚起を徹底していく。

一般質問を終えて

コロナ禍で子どもたちや保護者は、多くの制約を受け、感染や誹謗中傷の不安の中で過ごしている。過去に子育てを経験した身として、その大変さは想像を絶する。噂話を広げるその多くは大人である。以前、議会でも個人を特定しようとする場面を見た。その後、話題にされた方々の怒りや苦しみを耳にした。今回、改めて自分の発言の向こう側に対し、配慮と敬意を持つことの重要性を感じた。

子どもたちは再び同じ学年を経験出来ない。彼らの環境を整えられるのは大人だけである。

私たち一人一人にできることは少ないかもしれない。しかし、場所が制限され、外で遊んでいる子どもたちを温かく見守ることや噂話に加わらないことはできるのでないだろうか。あきらめない気持ちを伝えたい。

(内容は議員本人が要約しています)



よし おか まさ あき
吉岡政昭議員

安平町の産廃処理場の「敷と面積」を、規則で しぼる必要がある！ 町側は「検討する」と答弁。

北進の産廃場建設は、知事の許可済み。町の許可取り消し請求は無効。町は裁判所に異議申立てをせず。法律的に決着証明。

早来工営なら、処理場の面積をいくら増やしてもいいのが。すでに、リブロック計画の9・25倍の面積

質問 6月議会で町長は安平町に2つの処理場はいらないとそれまでの方針を変えた。しかし、面積の制限に触れていない。

早来工営の場合、北進地区での建設計画の9倍以上になっている。

加えて早来工営は、現在の場所以外の町内に建設予定の土地を購入しているとの情報もある。処理場の数と面積制限の法律が必要だ。

答弁 現在のところ、指導要綱において対応している。条例の制定に対しては、今後、検討したい。

質問 指導要綱は、最後は拘束力のない内規の部類だ。条例・規則で縛ることが必要だ。それがどの程度可能か、地方自治法をふまえて検討して欲しい。

答弁 地方自治法第14条第2項の範囲内で定めていくという形になる。条例の制

定については、目的等いろいろな調査をしながら検討していきたい。

なぜ、リブロックから提出された「公害防止協定」(案)を検討もせず返送したのか。

質問 リブロックから安平町に対して公害防止協定(案)が示されたと聞いている。どのように処理したか。

答弁 平成30年1月17日に当時のリブロックの社長が協定案を持参してきたが、町有地使用の協議も行っていないなどの理由で1月19日に返送した。

「町が、協定書を結ばないならいいですよ。自分たちが好きなように建設します」となり、それで廃棄物処理の安心安全が保証できるのか。

質問 まず、現実を見て欲しい。協定書があってもなくとも、法律的には、処理場を建設できるのです。そもそも、道からの許可の条

件には、協定書は絶対条件にはなっていない。だから、「町が結びたくなければ結ばなくともいいですよ」と言っただけ、好き(?)なように建設できることになる。それでいいのか。

答弁 公害防止協定については、町の環境基本条例第5条の規定(事業者の責務)にあるように「町長が必要と認めるとき」に行なわれるものだ。

事業者に建設を断念させる為に、町はどんな展望を持っているか。

質問 町は法的対応を断念したのだが、ピケなど物理的阻止行動をするのか？

答弁 公害防止協定は、建設を前提としているから受け入れられない。法律の許される範囲内での防御になる。

町の許可権限の及ぶ普通河川の管理条例や町有地・私有地等の許可等があり、町は反対の立場で進めている。過日、国会で環境大臣が、「必要に応じて北海道に助

一般質問を終えて

言を行なう」などと述べた。

善人には、世界がこのようなに見えるのだなと思った。町長の早来工営に関する答弁だ。「地域の要望に関してきちんとしてやって来ている」(令和2年12月議会)「企業誘致という形で議会も町民も同意した」(6月議会)「9月議会」様々な問題を環対協の中で議論しながら対策をした」(9月議会) 町長は議事録も読んだと早来工営の評価の根拠を述べたが、私の知る限り環対協には議事録は存在しない。環対協は時に早来工営の免許符となる場合もある。早来工営問題の原点は、環対協が形成された経緯と組織形態だ。私が環対協に加わった時、「8つの自治会がよくまとまりましたね」との質問に、「半端じゃなかったんですよ」とある農家の方が答えたのだ。

☆議会・委員会活動
(8月から10月まで)

総務常任委員会	8月10日
臨時議会	8月30日
経済常任委員会	9月6日
議会運営委員会	9月10日
定例議会	9月15日～16日
臨時議会	10月4日
議会広報特別委員会	10月18日
決算審査特別委員会	10月28日～29日

令和3年度(9月まで)の議長交際費の執行状況を公表します

令和3年7月から9月までの議長交際費の支出はありませんでした。

令和3年度(全体)支出累計

- ・件数 1件
- ・支出額 2058円

9月定例会で
条例改正され
設置された共同墓



(画像は早来墓地の共同墓です)

【議会事務局からのお願い】

議長宛の文書や案内状などは、議長公務日程調整のため、議会事務局に送付下さいますようお願いいたします。

議会中継の視聴方法について

議会開会中は、次の2通りの方法によりご自宅でライブ中継を視聴できます。

① ご自宅のテレビから



地上デジタル放送
11チャンネル
あびらチャンネル
で視聴できます。

あびらチャンネルは
安平町内限定のエリア放送です

② インターネットから



安平町のホームページから
ホームページから
ライブ中継を
視聴できます

安平町のホームページ(トップページ)の「安平町からのお知らせ」の2つ下にある「安平町運営ページのご紹介」の左下、「町議会のライブ・録画配信システム」からライブ中継の画面に入ってください。



あとがき

最近ではコロナ感染者の減少が著しいと思えます。しかし、収束宣言どころか第6波感染者増を心配している専門家の警告は心に留め置きたいものです。

まだまだマスクは外せないということでしょう。マスク姿に慣れてきたし誰々さんかを認識し易くなったように感じますが、一日も早く感染防止対策を取りながら我慢をしながらも良い日常になるといいですね。

人間には沢山の欲があり、良くも悪くもそれを追いつめる事が生きる原動力になっています。そしてその欲も人生の終盤になると食欲が一番大切になっている事に気付く人は多いでしょう。

食欲の秋の今は友人や離れて暮らす家族と大口を開けて笑い、美味しい物を沢山食べたいと思いつつ、活気ある街中を想像しています。

議会広報特別委員会
副委員長 米川 恵美子

